

「税理士損害賠償請求」 頻出事例に見る 原因・予防策のポイント 【事例 51(法人税)】

「中小法人等」の範囲を誤認したため、欠損金の繰戻しによる還付請求を行わなかった事例

税理士 齋藤 和助

《事例の概要》

平成 X4 年3月期の法人税につき、運送業を営む依頼者(資本金 1,000 万円)より「欠損金の繰戻しによる還付請求」の適用を依頼されたが、税理士は、依頼者が適用対象法人に該当しないものと誤認し、「[欠損金の繰戻しによる還付請求書](#)」の提出を行わず、発生した欠損金を翌期に繰り越す処理を行った。

しかし、実際には、依頼者はこの制度の適用が可能な法人であったこと、さらに、平成 X8 年5月から休眠状態となり、翌期に繰り越した欠損金は今後も損金に算入される見込がないことから、還付不能額につき損害が発生したとして損害賠償請求を受けた。

《賠償請求の経緯》

- **平成 X1 年 12 月**
関与開始。
- **平成 X3 年3月**
競争激化により売上が大幅に減少。
- **平成 X3 年3月**
平成 X3 年3月期は固定資産を売却したため黒字で終了。
- **平成 X4 年3月**
平成 X4 年3月期を欠損で終了。
- **平成 X4 年5月**
平成 X4 年3月期の法人税申告について、依頼者より欠損金の繰戻し還付請求を行うよう依頼を受けたが、依頼者は適用対象法人に該当しないものと誤認し、還付請求を行わず、発生した欠損金を翌期に繰り越して申告書を提出。
- **平成 X5 年3月**
平成 X5 年3月期から平成 X8 年3月期は欠損で終了。
- **平成 X8 年5月**
全車両の売却及び全従業員の退職により休眠状態になる。
- **平成 X8 年6月**
依頼者より損害賠償請求を受ける。

《基礎知識》

◆欠損金の繰戻しによる法人税の還付(法法 80①)

青色申告書である確定申告書を提出する法人が、各事業年度において欠損が生じた場合において、その欠損金をその欠損が生じた事業年度(欠損事業年度)開始の日前1年以内に開始した事業年度(還付所得事業年度)の所得に繰り戻し、その事業年度の所得に対する法人税額の全部又は一部を還付請求できる制度である。

◆欠損金の繰戻し還付請求制度の不適用措置(措法 66 の 13)

欠損金の繰戻し還付請求制度は、清算中に終了する事業年度及び解散等の事実が生じた場合の事業年度を除き、平成4年4月1日から平成30年3月31日までの間は、その制度の適用が停止されている。ただし、一定の中小法人等については不適用措置の対象から除かれている。

〈還付請求をすることができる中小法人等の範囲(措法 66 の 13①、措令 39 の 24)〉

(1) 普通法人(投資法人及び特定目的会社を除く)

① 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの

ただし、一の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)による完全支配関係がある法人及び完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。

② 資本若しくは出資を有しないもの

ただし、保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除く。

(2) 公益法人等又は協同組合等

(3) 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人

(4) 人格のない社団等

◆中小企業者(措令 27 の4⑩)

資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。

(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人

(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。)の所有に属している法人

(2) 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

《税理士の落とし穴》

還付請求をすることができる「中小法人等」の範囲を正しく理解していなかった。

《税理士の責任》

税理士は、依頼者から平成 X4 年3月期において欠損金の繰戻し還付制度を適用した申告書の作成を依頼されたが、依頼者が資本金1億円超の法人の100%出資会社であったことから、「中小企業者」の判定と混同し、繰戻し還付の適用となる「中小法人等」には当たらないと判断し、この制度を適用せず、欠損金を翌期に繰り越す申告書を作成した。

しかし、実際には依頼者は、繰戻し還付の適用が可能な「中小法人等」であったこと、さらに、翌期に繰り越した欠損金は、依頼者が業態悪化から休眠状態となったため、今後損金算入される見込みがないことから、繰戻し還付を適用すべきであった。

税理士が欠損金の繰戻し還付の適用が受けられる「中小法人等」の範囲を正確に理解し、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していれば還付は受けられたことから、税理士に責任がある。

《予防策》

[ポイント①]

繰戻し還付か繰越控除か

本事例の場合は、繰戻し還付の依頼を受けていたことから、必ず行わなければならないが、通常、青色欠損金の繰戻し還付は、青色欠損金の繰越控除と同様の税効果が得られる(つまり、繰戻し還付が受けられなかった青色欠損金が繰越期限内に繰越欠損金として消費されれば、繰戻し還付と同様の税効果が得られる)ため、税率が変わらないもしくは上昇の局面において、損害は発生しない。しかし、本事例のように急激に業績が悪化すれば、欠損金を消費する機会も失われ、損害が発生することから、青色欠損金を繰り越すか繰戻すかは、事前に十分な説明を行い、意思決定を依頼者に求め、その結果を証拠に残すことが必要である。

[ポイント②]

チェックリストを活用したダブルチェック体制の構築

申告時のミスは、期中処理と違い、申告書自体をチェックすることで、ある程度防ぐことができる。したがって、申告時のチェックリストを作成し、担当者だけでなく、所長税理士又は有資格者等によるダブルチェック体制を構築することが必要である。

(了)